

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>14 法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」かどうかの判定は、<u>次に掲げる持分の定めのない法人の区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる持分の定めのない法人以外の持分の定めのない法人 原則として、贈与等を受けた法人が法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該法人の社員、役員等（法施行令第32条に規定する役員等をいう。以下同じ。）及び当該法人の職員のうちに、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族その他法施行令第33条第3項第1号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>(2) <u>持分の定めのない法人のうち法施行令第33条第3項に規定する一般社団法人等（以下18までにおいて「一般社団法人等」という。）に該当するもの 次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>イ 贈与等を受けた一般社団法人等が同条第4項各号に掲げる要件のいずれかを満たさない</u></p>	<p>第2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>14 法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」かどうかの判定は、<u>原則として、贈与等を受けた法人が法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該法人の社員、役員等（法施行令第32条に規定する役員等をいう。以下同じ。）及び当該法人の職員のうちに、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族その他法施行令第33条第3項第1号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱う。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>場合には、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当する。</u></p> <p>ロ <u>贈与等を受けた一般社団法人等が法施行令第33条第4項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、原則として、当該一般社団法人等が同条第3項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行う。</u></p> <p><u>(注) 一般社団法人等については、同条第3項第1号の要件を満たさない場合には上記イに該当することから、上記(1)のただし書の取扱いはされないことに留意する。</u></p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>15 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項（<u>同族関係者の範囲</u>）に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。</p> <p>(3) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>ハ . . .</p> <p>ニ . . .</p> <p>ホ . . .</p> <p>ヘ . . .</p> <p>ト . . .</p> <p>チ . . .</p> <p>リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第1号<u>ニ</u>及び第2号（<u>社会医療法人の認定要件</u>）に定める要件</p> <p>(ロ) . . .</p>	<p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>15 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2号（<u>同族関係者の範囲</u>）に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。</p> <p>(3) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>ハ . . .</p> <p>ニ . . .</p> <p>ホ . . .</p> <p>ヘ . . .</p> <p>ト . . .</p> <p>チ . . .</p> <p>リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第1号<u>ホ</u>及び第2号（<u>社会医療法人の認定要件</u>）に定める要件（<u>この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。</u>）</p> <p>(ロ) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(判定の時期等)</p> <p>17 法第66条第4項の規定を適用すべきかどうかの判定は、<u>法施行令第33条第4項の規定に該当するかどうかの判定を除き、贈与等の時を基準としてその後</u>に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には<u>同条第3項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第66条第4項の規定を適用しないこととして取り扱う。</u></p> <p>(<u>法施行令第33条第4項の判定</u>)</p> <p>17の2 <u>一般社団法人等について法施行令第33条第4項の規定の適用の判定を行う場合には、次によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同項第1号又は第2号の要件は、一般社団法人等への贈与等の時における当該一般社団法人等の定款の定めに基づき判定するのであるから、その贈与等の後にこれらの要件を満たすものに定款の定めを変更したとしても、同項の規定により、当該贈与等については法第66条第4項の規定が適用される。</u></p> <p>(2) <u>贈与等を受けた一般社団法人等が法施行令第33条第3項第2号に規定する贈与者等に対し同条第4項第2号に規定する特別利益を与えたかどうかの判定は「16」(2)に、当該一般社団法人等の定款において当該贈与者等に対し特別利益を与える旨の定めがないかどうかの判定は「16」(1)に、それぞれ準じて行う。</u></p> <p>(持分の定めのない法人に対する贈与税課税の猶予等)</p> <p>19 . . .</p> <p>(注) <u>法施行令第33条第3項の規定により、一般社団法人等からは法施行令第34条第4項各号に掲げる法人が除かれていることから、一般社団法人等への財産の贈与等については、租税特別措置法第40条の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(贈与等をした者以外の者に特別の利益を与える場合)</p> <p>20 持分の定めのない法人が、当該法人に対する財産の贈与等に関して、当該贈与等をした者及びその者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者以外の者で当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えると認められる場合には、<u>法施行令第33</u></p>	<p>(判定の時期等)</p> <p>17 法第66条第4項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には<u>法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第66条第4項の規定を適用しないこととして取り扱う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(持分の定めのない法人に対する贈与税課税の猶予等)</p> <p>19 . . .</p> <p>(贈与等をした者以外の者に特別の利益を与える場合)</p> <p>20 持分の定めのない法人が、当該法人に対する財産の贈与等に関して、当該贈与等をした者及びその者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者以外の者で当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えると認められる場合には、<u>法第66条第4</u></p>

改正後	改正前
<p>条第4項の規定に該当するときを除き、法第66条第4項の規定の適用はないが、当該特別の利益を受ける者に対して法第65条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p>	<p>項の規定の適用はないが、当該特別の利益を受ける者に対して法第65条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p>